

奈良県告示第三百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十九年二月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十九年一月二十日現在の地番による。）  
大和郡山市北郡山町三七番六の一部
- 二 申請者氏名 積和不動産関西株式会社 代表取締役 松吉三郎
- 三 申請者住所 大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号
- 四 道路の幅員 六・〇メートルから八・〇メートルまで
- 五 道路の延長 一四・八メートル
- 六 指定年月日 平成二十九年一月二十五日
- 七 指定番号 郡土第二八〇八号